

2 前項の届出書には、分割により営業を承継した法人の登記事項証明書を添付しなければならない。

3 第二条の規定は、第一項の規定による届出について準用する。この場合において、同条中「前条第一項及び第二項」とあるのは、「第二条の五第一項」と、「同条第一項及び第二項」とあるのは、「同項」と読み替えるものとする。

(試験)

第三条 クリーニング師試験を受けようとする者は、受験願書に次に掲げる書類を添え、都道府県知事(法第七条の二第一項の規定により地方厚生局長又は地方厚生支局長(以下「地方厚生局長等」という。)の指定を受けた者(以下「指定試験機関」という。)が当該クリーニング師試験に係る受験手続に関する事務を行う場合にあつては、指定試験機関)に提出しなければならない。

一 履歴書

二 写真(出願前六月以内に脱帽して正面から撮影した縦四・五センチメートル横三・五センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。)

(指定試験機関の指定の申請)

第三条の二 法第七条の二第二項の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した申請書によつて行わなければならぬ。

一 名称及び主たる事務所の所在地

二 クリーニング師試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)のうち、行おうとするものの範囲

三 指定を受けようとする年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款及び登記事項証明書

二 申請の日を含む事業年度の直前の事業年度における財産目録及び貸借対照表(申請の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録)

三 申請の日を含む事業年度の事業計画書及び収支予算書

四 申請に係る意思の決定を証する書類

五 役員の氏名及び略歴を記載した書類

六 現行ついている業務の概要を記載した書類

七 試験事務を取り扱う事務所の名称及び所在地を記載した書類

八 試験事務の実施に関する計画を記載した書類

2 前項の届出書には、分割により営業を承継した法人の登記事項証明書を添付しなければならない。

3 第二条の規定は、第一項の規定による届出について準用する。この場合において、同条中「前条第一項及び第二項」とあるのは、「第二条の五第一項」と、「同条第一項及び第二項」とあるのは、「同項」と読み替えるものとする。

(試験)

第三条 クリーニング師試験を受けようとする者は、受験願書に次に掲げる書類を添え、都道府県知事(法第七条の二第一項の規定により地方厚生局長又は地方厚生支局長(以下「地方厚生局長等」という。)の指定を受けた者(以下「指定試験機関」という。)が当該クリーニング師試験に係る受験手続に関する事務を行う場合にあつては、指定試験機関)に提出しなければならない。

一 履歴書

二 写真(出願前六月以内に脱帽して正面から撮影した縦四・五センチメートル横三・五センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。)

(指定試験機関の指定の申請)

第三条の二 法第七条の二第二項の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した申請書によつて行わなければならぬ。

一 名称及び主たる事務所の所在地

二 クリーニング師試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)のうち、行おうとするものの範囲

三 指定を受けようとする年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款及び登記事項証明書

二 申請の日を含む事業年度の直前の事業年度における財産目録及び貸借対照表(申請の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録)

三 申請の日を含む事業年度の事業計画書及び収支予算書

四 申請に係る意思の決定を証する書類

五 役員の氏名及び略歴を記載した書類

六 現行ついている業務の概要を記載した書類

七 試験事務を取り扱う事務所の名称及び所在地を記載した書類

八 試験事務の実施に関する計画を記載した書類

九 その他参考となる事項を記載した書類(指定試験機関の名称等の変更の届出)

第二条の三 法第七条の四第二項の規定による指定試験機関の名称又は主たる事務所の所在地の変更の届出は、次に掲げる事項を記載した届書によつて行わなければならない。

一 変更後の指定試験機関の名称又は主たる事務所の所在地

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

2 前項の規定は、法第七条の五第二項の規定による指定試験機関の名称、主たる事務所の所在地位又は試験事務を取り扱う事務所の所在地の変更の届出について準用する。この場合において、前項第一号中「又は主たる事務所の所在地」とあるのは、「主たる事務所の所在地又は試験事務を取り扱う事務所の所在地」と読み替えるものとする。

(役員の選任又は解任の申請)

第三条の四 指定試験機関は、法第七条の六第一項の規定により役員の選任又は解任の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を地方厚生局長等に提出しなければならない。

一 役員として選任しようとする者の氏名、住所及び略歴又は解任しようとする役員の氏名

二 選任し、又は解任しようとする年月日

三 選任又は解任の理由

(試験委員の要件)

第三条の五 法第七条の七第二項の厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

一 選任し、又は解任しようとする年月日

2 前項の規定により選任しようとする者の氏名、住所及び略歴又は解任しようとする役員の氏名

3 一の法第七条の九第二項の規定に基づく意見の概要

(試験事務規程の記載事項)

第三条の八 法第七条の九第三項の試験事務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

一 試験事務の実施の方法に関する事項

二 受験手数料の収納の方法に関する事項

三 試験事務に関して知り得た秘密の保持に関する事項

4 試験事務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項

5 その他試験事務の実施に関し必要な事項

(事業計画及び収支予算の認可の申請)

第三条の九 指定試験機関は、法第七条の十第一項前段の規定により事業計画及び収支予算の認可を受けようとするときは、その旨及び同条第

2 前項の規定による委任都道府県知事の意見の概要を記載した申請書に事業計画書及び収支予算書を添えて、これを地方厚生局長等に提出しなければならない。

一 休止し、又は廃止しようとする試験事務の範囲

二 休止しようとする年月日及びその期間又は廃止しようとする年月日

三 休止又は廃止の理由

(試験事務の引継ぎ等)

第三条の十 法第七条の十一の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 選任した試験委員の氏名及び略歴又は変更した試験委員の氏名

二 選任し、又は変更した年月日

三 選任又は変更の理由

(試験事務規程の認可の申請)

第三条の七 指定試験機関は、法第七条の九第一項前段の規定により試験事務規程の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書により試験事務規程を添えて、これを地方厚生局長等に提出しなければならない。

一 指定試験機関は、法第七条の九第一項後段の規定により試験事務規程の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を地方厚生局長等に提出しなければならない。

一 試験事務を取り扱う事務所の所在地と読み替えるものとする。

(試験委員の選任又は変更の届出)

第三条の六 法第七条の七第二項の規定による試験委員の選任又は変更の届出は、次に掲げる事項を記載した届書によつて行わなければならない。

一 選任した試験委員の氏名及び略歴又は変更した試験委員の氏名

二 選任し、又は変更した年月日

三 選任又は変更の理由

(試験結果の報告)

第三条の十一 指定試験機関は、クリーニング師試験を施行した日

2 法第七条の十一に規定する帳簿は、委任都道府県知事ごとに備え、試験事務を廃止するまで保存しなければならない。

(試験結果の報告)

第三条の十二 指定試験機関は、法第七条の十四第一項の規定により試験事務の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を地方厚生局長等に提出しなければならない。

一 前項の報告書には、合格した者の受験番号、氏名、住所及び生年月日を記載した合格者一覧表を添付しなければならない。

(試験事務の休止又は廃止の許可の申請)

第三条の十三 法第七条の十七第一項の規定により委任都道府県知事が試験事務を行うこととなつた場合、地方厚生局長等が法第七条の十四第一項の規定により試験事務の廃止を許可し、若しくは法第七条の十五第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合又は委任都道府県知事が指定試験機関に試験事務を行わせな

2 第三条の七第二項の規定は、法第七条の十第一項後段の規定による事業計画及び収支予算の認可を受けようとするときは、その旨及び同条第

2 第三条の七第二項の規定は、法第七条の九第一項後段の規定による委任都道府県知事の意見の概要を記載した申請書に事業計画書及び収支予算書を添えて、これを地方厚生局長等に提出しなければならない。

一 選任した試験委員の氏名及び略歴又は変更した試験委員の氏名

二 選任し、又は変更した年月日

三 選任又は変更の理由

(試験事務の引継ぎ等)

第三条の十 法第七条の十一の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 選任した試験委員の氏名及び略歴又は変更した試験委員の氏名

二 選任し、又は変更した年月日

三 選任又は変更の理由

(試験事務規程の認可の申請)

第三条の七 指定試験機関は、法第七条の九第一項前段の規定により試験事務規程の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書により試験事務規程を添えて、これを地方厚生局長等に提出しなければならない。

一 指定試験機関は、法第七条の九第一項後段の規定により試験事務規程の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を地方厚生局長等に提出しなければならない。

一 試験事務を取り扱う事務所の所在地と読み替えるものとする。

(試験結果の報告)

第三条の十一 指定試験機関は、クリーニング師試験を施行した日

2 法第七条の十一に規定する帳簿は、委任都道府県知事ごとに備え、試験事務を廃止するまで保存しなければならない。

(試験結果の報告)

第三条の十二 指定試験機関は、法第七条の十四第一項の規定により試験事務の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を地方厚生局長等に提出しなければならない。

一 前項の報告書には、合格した者の受験番号、氏名、住所及び生年月日を記載した合格者一覧表を添付しなければならない。

(試験事務の休止又は廃止の許可の申請)

第三条の十三 法第七条の十七第一項の規定により委任都道府県知事が試験事務を行うこととなつた場合、地方厚生局長等が法第七条の十四第一項の規定により試験事務の廃止を許可し、若しくは法第七条の十五第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合又は委任都道府県知事が指定試験機関に試験事務を行わせな

いこととした場合における試験事務の引継ぎに
関して必要な事項は次のとおりとする。

一 試験事務を委任都道府県知事に引き継ぐこと。

二 試験事務に関する帳簿及び書類を委任都道府県知事に引き渡すこと。

三 その他地方厚生局長等又は委任都道府県知事が必要と認める事項を行うこと。

(免許申請手続)

第四条 法第六条に規定するクリーニング師の免許を受けようとする者は、本籍、住所、氏名及び生年月日を書いた申請書に次の書類を添えて、クリーニング師試験合格地の都道府県知事(法第七条の二第一項に規定する指定試験機関の行つたクリーニング師試験を受けた者)にては、当該試験事務を当該指定試験機関に行わせることとした都道府県知事)に申請しなければならない。

一 戸籍謄本、戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し(クリーニング師試験の申請時から氏名又は本籍に変更があつた者については、戸籍謄本又は戸籍抄本)

二 業務を行おうとする場所を記載した書類(免許証)

第五条 クリーニング業法施行令(昭和二十八年政令第二百三十三号)第一条第一項の規定によりクリーニング師に交付する免許証は、別記様式による。

(免許証の再交付)
第六条 クリーニング師が免許証を破り、汚し、又は失つたときは、その旨を書き、破り、又は汚した場合においてはその免許証を添え、一月以内に免許を与えた都道府県知事に再交付の申請をしなければならない。

2 前項の規定によつて、免許証の再交付を申請した後、失つた免許証を発見したときは、五日以内に免許を与えた都道府県知事に提出しなければならない。
(登録事項)

第七条 法第八条に規定する原簿には、次の事項を登録しなければならない。

一 登録番号及び登録年月日
二 本籍
三 氏名及び生年月日
四 登録抹消の年月日及びその事由
五 免許証再交付の年月日及びその事由
(免許証の訂正の申請等)

第八条 クリーニング師は、その本籍又は氏名を変更したときは、十日以内に免許証の訂正する。

申請を免許を与えた都道府県知事にしなければならない。

(免許取消)

受けた者は、五日以内に免許証を免許を与えた都道府県知事に返納しなければならない。

(登録の抹消)

クリーニング師は、免許証を免許を与えた都道府県知事に返納することによつて登録の抹消を申請することができる。

(登録)

クリーニング師が死亡し、又は失うの宣告を受けたときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)に規定する届出義務者は、一月以内に免許証を免許を与えた都道府県知事に返納しなければならない。

(登録)

クリーニング師は、業務に従事した後一年以内に法第八条の二の規定による研修(以下「研修」という。)を受けるものとする。

(業務従事者に対する講習)

クリーニング師は、前項の研修を受けた後は、三年を超えない期間ごとに研修を受けるものとする。

(業務従事者に対する講習)

クリーニング所の業務に従事するクリーニング師は、前項の研修を受けた後は、三年を超えない期間ごとに研修を受けるものとする。

(業務従事者に対する講習)

クリーニング所の開設の内又は無店舗取次店の営業開始の日から一年以内に、当該クリーニング所又は無店舗取次店のクリーニング業務に関する衛生管理を行う者として、その従事者の中からその従事者の数に五分の一を乗じて得た数(その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数を生じたときは、その端数を一として計算する。)の者を選び、その者に対し法第八条の三の規定による講習(以下「講習」という。)を受けさせるものとする。

(電磁的記録媒体による手続)

クリーニング師が免許証を破り、汚し、又は失つたときは、その旨を書き、破り、又は汚した場合においてはその免許証を添え、一月以内に免許を与えた都道府県知事に再交付の申請をしなければならない。

(登録事項)

第七条 法第八条に規定する原簿には、次の事項を登録しなければならない。

一 登録番号及び登録年月日
二 本籍
三 氏名及び生年月日
四 登録抹消の年月日及びその事由
五 免許証再交付の年月日及びその事由
(免許証の訂正の申請等)

第八条 クリーニング師は、その本籍又は氏名を変更したときは、十日以内に免許証の訂正する。

一 法第七条の二第一項に規定する権限

二 法第七条の四第二項に規定する権限

三 法第七条の五第一項に規定する権限

四 法第七条の六(法第七条の七第四項において準用する場合を含む。)に規定する権限

五 法第七条の七第三項に規定する権限

六 法第七条の九第一項及び第四項に規定する権限

七 法第七条の十第一項及び第三項に規定する権限

八 法第七条の十二第一項に規定する権限

九 法第七条の十三第一項に規定する権限

十 法第七条の十四第一項及び第三項に規定する権限

十一 法第七条の十五第一項及び第二項に規定する権限

十二 法第七条の十六第二項に規定する権限

十三 法第七条の十七第二項に規定する権限

十四 法第十四条の二の二に規定する権限

十五 法第十四条の二第二項の規定により、前項各号に掲げる権限は、地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生支局長が当該権限を自ら行うことを妨げない。

(電磁的記録媒体による手続)

第十三条 次の各号に掲げる書類の提出について

は、これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)による記録媒体をいう。)並びに申請者は又は届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに申請又は届出の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによって行なうことができる。

一 第三条の二第一項に規定する申請書

二 第三条の三第一項に規定する届書

三 第三条の四に規定する申請書

四 第三条の六に規定する届書

五 第三条の七第一項に規定する申請書

六 第三条の七第二項に規定する申請書

第七条 第三条の九第一項に規定する申請書

八 第三条の十二に規定する申請書

(権限の委任)

第十二条 法第十四条の二第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。

附則 (昭和二八年一月五日厚生省令第六二号)
この省令は、公布の日から施行する。但し、昭和二十九年九月一日から適用する。

附則 (昭和三十一年九月二一日厚生省令第二一号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三九年七月二〇日厚生省令第三五号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五二年一月一八日厚生省令第一号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三九年七月二〇日厚生省令第三五号)
この省令は、公布の日から施行する。

別記様式

附 則（令和五年一二月一六日厚生労働省令第一六一号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年一二月二七日厚生労働省令第一六五号）
 この省令は、公布の日から施行する。

クリーニング師免許證		
本籍地（都道府県名）		
（氏名）		
年	月	日
昭和二十五年法律第二百七号クリーニング業法により クリーニング師の免許を与えられ。		
よつてこの證を交付する。		
令和年月日		
都道府県知事印		
（都道府県登録第号）		

別記様式
（備考）免許の申請書類に田代文は連絡各の登録がある旨の記載には、氏名と
 ㊞を記入せよ。